

平成 14 年 6 月 21 日制定（国空航第 239 号）
平成 16 年 3 月 23 日一部改正（国空航第 1175 号）
平成 20 年 3 月 31 日一部改正（国空航第 1315 号）
平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空航第 566 号）
平成 27 年 5 月 8 日一部改正（国空航第 4 号）
平成 30 年 5 月 11 日一部改正（国空航第 106 号）
令和 3 年 6 月 2 日一部改正（国空航第 432 号）

国土交通省航空局安全部運航安全課長

運航に係る業務の委託の運用指針

I 総則

この運用指針は、本邦航空運送事業者が行おうとする運航に係る業務の委託について、航空運送事業の許可及び事業計画の変更認可に係る基準（航空法第 101 条第 1 項第 1 号から第 3 号）及び運航規程の認可に係る技術上の基準（航空法施行規則第 214 条）の細則を定めるとともに、その運用要領を定めるものである。

II 基本的考え方

1. 運航に係る業務の委託は、指揮監督を含めた業務の管理（operational control）を自ら行うことを前提に、個別の業務（作業）の実施を第三者に委託する概念である。この場合、業務は、委託者の管理の下に、委託者が定める基準・手順に従い実施され、提示された基準・手順に従うことができない場合には、運航規程類が許容する範囲内で委託者の判断・指示に基づき実施されるものでなければならない。なお、指揮監督を含めた業務の委託は、法第 113 条の 2 に規定する運航に関する業務の管理の受委託であり、ここに規定する「業務の委託」として整理されるものではない。
2. 業務及びこれに伴う結果の責任は委託者が負うものであり、受託者は、委託者との関係において受託した業務の実施に係る責任を負うこととなる。したがって、委託者は、自らが当該業務を行う場合と同等の品質により業務が行われるよう適切に管理する必要があり、このための適切な体制（組織、要員、制度及び設備）を整えなければならない。一方受託者は、委託者による管理の下に当該業務を実施する役割を担うことから、必要な体制を有するとともに当該業務を適切に実施する能力を有する者でなければならない。

Ⅲ 実施基準細則

1. 委託する業務の要件

業務の管理に相当する業務は、その委託が法第 113 条の 2 に規定する業務の管理の委託に該当することから、本運用指針の規定により委託することはできない。本運用指針の規定により委託することができる業務は以下のとおりである。

なお、以下に例示されていない業務を委託しようとする場合にあっては、当局において、当該航空運送事業者における運航に関する業務のシステムを総合的に精査した上で、業務の管理に相当するかどうかを個別に判断するものとする。

(1) 基盤的業務

- ・業務実施計画の立案・決定に必要な技術的資料の収集・分析
- ・制度/基準/手順の制改訂に必要な技術的資料の収集・分析
- ・作業品質の管理に必要なデータの収集
- ・教育訓練に係る教材の作成
- ・教育訓練の実施 等

(2) 個別的業務

- ・客室乗務員による客室保安業務
- ・運航管理担当者等による飛行計画・運航監視に関する業務（運航管理者が行う飛行計画の承認に関する業務を除く。）
- ・運航乗務員への情報提供等の飛行支援業務
- ・地上取扱業務

(注) 航行業務に従事する運航乗務員は機長の指揮監督の継承を含む一定の管理業務を担う者であることから、その業務の委託は、法第 113 条の 2 の適用を受ける。

2. 委託者の要件

(1) 業務の管理を自ら行う本邦航空運送事業者であること（法第 113 条の 2 の規定により業務の管理を受託する本邦航空運送事業者を含む。）。

(2) 受託者及び受託者が行う業務を適切に管理するための体制（組織、要員、制度及び設備）を有する者であること。

(3) 以下の要件を満足する委託管理責任者を配置している者であること。委託管理責任者は、委託者を代表して、委託管理の適切な実施及びこのための体制の維持に必要な措置を講じるものとする。

- ① 委託者又は委託者が運航する型式の航空機若しくは技術的に同等以上と認められる型式の航空機を運航する他の航空運送事業者において管理者として 3 年以上の経験（又

はこれと同等の経験)を有するとともに、当該委託に関する業務及びその管理に精通していると認められる者であること。

- ② 航空法規並びに委託者の運航規程類及び受託者のマニュアルに精通していると認められる者であること。

3. 受託者の要件

- (1) 受託する業務について、適切に実施する体制及び能力を有する者であること。

- (2) 以下の要件を満足する受託業務責任者を配置している者であること。受託業務責任者は、受託者を代表して、業務の適切な実施及びこのための体制の維持に必要な措置を講じるものとする。なお、本項においては、航空機の燃料の補給に係る地上取扱業務(以下「燃料補給業務」という。)に限り、受託者を実業務実施者に、受託業務責任者を業務責任者に読み替えることができる。

- ① 当該業務に関し受託者における管理者として3年以上の経験(又はこれと同等の経験)を有する(注)とともに現に管理者として受託業務の管理を行っている者であって、当該業務及びその管理に係る受託業務責任者としての職務の知識並びに能力を有していると認められるものであること。

(注) 地上取扱業務を受託する者にあつては、地上取扱業務に含まれるいずれかの業務の管理者としての通算経験を有すればよい。

- ② 航空法規並びに委託者の運航規程類及び受託者のマニュアルに精通していると認められる者であること。

- (3) 基盤的業務(補助的業務並びに飛行支援業務及び地上取扱業務の補完的教育訓練に関する業務を除く。)又は客室保安業務(運航規程審査要領細則で定める先任客室乗務員(以下「先任客室乗務員」という。)に係る業務又はこれを補佐する業務を除く。)若しくは飛行計画・運航監視業務(補助的業務を除く。)を受託する者は、当該受託に係る航空機と同じ型式の航空機を用いて同等若しくは類似した方式により業務を実施している他の航空運送事業者又は当該業務を専門的に実施する者であつて委託者の使用航空機、運航形態、運航方式等を勘案して適切に業務を実施することができると認められるものであること。

- (4) 先任客室乗務員に係る業務又はこれを補佐する業務を含めて客室保安業務を受託する者は、当該受託に係る航空機と同じ型式の航空機を用いて同等の方式により客室保安業務を実施している他の航空運送事業者であつて委託者の使用航空機、運航形態、運航方式等を勘案して適切に業務を実施することができると認められるものであること。

4. 委託者による管理

委託者は、少なくとも以下の事項を含む適切な委託管理を実施しなければならない。

4-1. 委託先の能力審査及び定期監査

- (1) 委託を開始する前に、委託先の能力・体制を審査すること。
- (2) 受託者による業務実施の体制及びその品質を定期的かつ必要に応じ適宜監査すること。
また、必要に応じ、改善措置を講じること。なお、定期監査の間隔は、1年を目途とする。
- (3) 委託開始前の能力審査及び定期監査については、委託する業務に応じて少なくとも別に定める「運航管理施設等の検査項目（運航関係）」に掲げられた検査項目を含む事項について行うものとし、必要に応じて行う監査については、これらの検査項目のうち監査の目的に照らして必要のあるものを含む事項について行うものとする。

4-2. 業務実施の方式・基準等の管理

- (1) 受託者による個々の業務が委託者の運航規程類に従って適切に実施されるよう管理すること。
- (2) 委託先に適用される業務実施の基準等は自らが実施する場合と同様のものであることを確認すること。
- (3) 委託する業務に関係する運航規程その他の規定類を改定した場合には、速やかに受託者の受託業務責任者に通知すること。

4-3. 教育訓練を委託する場合の委託者の管理

- (1) 委託者の乗務員等の教育訓練を委託する場合であって教育訓練に使用される航空機、訓練機器等の性能・仕様の一部が委託者が使用する航空機の性能・仕様と異なっているときは、適切な相違点訓練が実施されることとなっていることを確認すること。
- (2) 運航に関する業務の要員に関し、教育訓練に加えて審査に関する業務を委託する場合には、所定の訓練が実施され委託者の審査基準に合格していることを確認すること。

4-4. 個別的業務を委託する場合の教育訓練等に関する委託者の管理

- (1) 受託者が通常当該業務を行っている航空機の性能・仕様の一部が委託者が使用する航空機の性能・仕様と異なっているときは、受託業務担当者に対し適切な相違点訓練を含む教育訓練が実施されることとなっていることを確認すること。
- (2) 運航規程審査要領細則に基づき教育訓練に加え審査を受けることが求められている要員に関する業務を委託する場合、受託業務担当者について、所定の訓練が実施され委託者の審

査基準に合格していることを確認すること。

5. その他

この運用指針に定める委託については、航空法及び航空法施行規則等はもとより、労働者派遣法等他の関係法令に従うこととなるものであること。

IV 運用要領

1. 運航規程の変更

以下の基準に従って運航規程の変更を行い、法第 104 条第 1 項の認可を受けること。

(1) 運航規程本書

運航規程本書に、以下の事項が定められていること。

① 業務の委託の基本方針

- ・業務の委託が運航の安全性の低下を招くものであってはならないこと。
- ・委託先に適用する業務実施の基準等は自らが実施する場合と同様のものであること。
- ・業務の管理は、自ら行うこと。
- ・その他業務の委託に関する安全確保の基本方針

② 航空機の運航に係る業務の委託の方法

- ・委託を行う業務の範囲及び内容、受託者による当該業務の遂行を管理する方法その他の管理の方法について、これらの概要。

(2) 運航規程附属書

運航規程の附属書として、業務委託管理規程又はこれに類する規定が設けられ、以下の事項が定められていること。

① 業務の委託の基本方針

- ・委託先選定の基本方針
- ・指揮監督の基本方針
- ・委託先に適用する基準等
- ・その他安全確保の方針

② 委託する業務の範囲及び内容

- ・委託する業務の範囲及び内容（二次委託等が行われる場合には、その範囲及び内容を含む。）
- ・委託する業務毎（燃料補給業務を除く。）に、受託者（受託業務責任者を含む。）及び業務の実施場所
- ・燃料補給業務の実業務実施者及び実施場所
- ・委託者/受託者間の責任の分担（二次委託等が行われる場合には、その責任分担を含む。）

む。)

- ・委託する業務の範囲及び内容及び委託者/受託者間の責任の分担について、文書により受託者に明示すること

③ 受託者による当該業務（二次委託等が行われる場合には、二次委託先等の業務を含む。）の遂行を管理する方法

- ・委託管理を行う組織（監査を行う組織を含む。）
- ・委託管理を行う要員に関する要件及び教育訓練の方法
- ・委託管理責任者
- ・受託者に適用する基準等を管理する方法（委託する業務に関係する運航規程その他の規定類を改定した場合に、速やかに受託者の受託業務責任者に通知する手順を含む。）
- ・個々の業務の実施を管理する方法
- ・受託者の業務実施担当者に係る教育訓練の方法
- ・委託を開始する前に行う委託先の能力・体制に係る審査の方法及び基準
- ・受託者による業務実施の体制及びその品質を定期的かつ必要に応じ適宜監査する方法。

なお、委託者と受託者との間で、運航業務の管理の受委託が行われている関係から、既に委託開始前の能力審査又は定期監査が実施されている場合には、その重複する内容又は部分については、運航業務に係る業務の受委託に係る委託開始前の能力審査又は定期監査のうち相当する内容又は部分について省略することができる。

- ・監査等の結果を踏まえ、問題点の分析を行い、改善措置を講じる方法（自ら実施すべき改善措置及び受託者に行わせるべき改善措置の両者を含む。）
- ・受託者による当該業務の遂行を管理する方法について、文書により受託者に明示すること。

④ その他の管理の方法

- ・受託業務責任者の要件
- ・受託業務責任者に変更があった場合の取扱い
- ・規定類の変更に関し、受託者による業務実施担当者への適切な周知を確認する方法
- ・受託者が、委託者の規定類の範囲内で独自に社内規定を作成する場合の承認の方法
- ・受託者が業務を実施するにあたって、委託者があらかじめ提示した基準、手順に従うことができない事態が生じた場合の取扱いの方法

2. 事業計画の変更を伴う場合は、法第 109 条の規定に基づき、認可を受け又は届出をしなければならない。

3. 運航管理施設等の重要な変更を伴う場合には、法第 102 条第 1 項の規定に基づき、運航管理施設等の検査を受けなければならない。

V その他

1. この指針によることが必ずしも適当でない認められる場合には、同等以上の安全性が確保できると認められる範囲で、他の方法によることができる。

なお、この場合においても、航空法、同法施行規則及び関連する通達の規定に従うものでなければならない。

2. この運用指針は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成23年6月30日）

1. この運用指針は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年5月8日）

1. この運用指針は、平成 27 年 6 月 3 日から適用する。

附 則（平成30年5月11日）

1. この運用指針は、平成 30 年 5 月 12 日から適用する。

附 則（令和3年6月2日）

1. この運用指針は、令和 3 年 6 月 2 日から適用する。